

大田市告示第52号

大田市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成24年大田市告示第146号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1号中「のみ」を削り、「建築物又は住宅の用途を含む建築物における住戸」を「部分（以下「住宅部分」という。）」に改め、「登録建築物調査機関又は」を削り、同条第2号中「（1）」を「住宅部分」に、「建築物」を「部分（以下「非住宅部分」という。）」に改め、「又は指定確認検査機関（併せて登録住宅性能評価機関の業務を実施している機関に限る。以下同じ。）」を削り、同条に次の1号を加える。

（3）住宅部分かつ非住宅部分を有する建築物の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関かつ登録省エネ判定機関の登録を受けている審査機関

第4条第1項第3号中「設計住宅性能評価書」を「住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。